

京 都 大 学 学 生 生 活 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の委員で組織する。</p> <p>(1) 厚生補導担当の副学長(以下「副学長」という。)</p> <p>(2) 各研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部ごとに教授のうちからそれぞれ研究科長、地球環境学舎長、公共政策教育部長及び経営管理教育部長の推薦した者1名</p> <p>(3) 研究所又はセンターの教授 若干名</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) 各研究科、<u>総合生存学館</u>、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部ごとに教授又は<u>准教授</u>のうちからそれぞれ研究科長、<u>総合生存学館</u>長、地球環境学舎長、公共政策教育部長及び経営管理教育部長の推薦した者1名</p> <p>(3) 研究所又はセンターの教授又は<u>准教授</u> 若干名</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>